

令和 8 年度 図書搬送業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、図書搬送業務（以下「本件業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 1 業務名 図書搬送業務
- 2 契約単価 円／1日当り
(法令所定の消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税相当額」という）を含まない)
- 3 委託期間 令和 8 年 4 月 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

（総則）

- 第 1 条 甲及び乙は、頭書記載の業務委託契約について、この契約書に定めるもののほか、仕様書、その他甲が支持する文書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国内法及び那覇市条例及び規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 この契約書に定める、協議、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等（以下「協議等」という。）は、書面により行わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する協議等を口頭で行うことができる。この場合において、当該協議等の内容を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

（乙の履行義務）

- 第 2 条 乙は、搬送業務を遂行するにあたり、次の事項を厳守しなければならない。
- 2 乙は、別紙仕様書に定めるとおり甲の搬送計画に従い甲の指定した時間、場所において、乙所有の車両を使用して搬送業務を行う。
 - 3 乙は、搬送物として積載された物品が盗難、紛失又は損傷のないよう搬送にあたりとともに、交通の安全に十分配慮しなければならない。
 - 4 乙は、配送中に積載された物品の紛失があった場合、あるいは交通事故、その他の事情により通常の搬送に支障が生じた場合は、直ちに甲に連絡するとともに、乙の責任において必要な措置を施さなければならない。
 - 5 乙は、搬送従事者に対して、法令に定められた一切の雇用者としての義務を完全に履行するものとする。

（労働関係法規の遵守）

- 第 3 条 乙は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）などの労働関係法規を遵守しなければならない。
- 2 乙は、甲が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、甲は、乙に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
 - 3 乙は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに甲に報告しなければならない。
 - 4 適正な労働環境が確保されるよう、社会情勢・物価の上昇に合わせた契約変更ができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、甲の事前の承諾を得ることなくこれを第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第6条 乙は、搬送業務中に図書資料に損害を生じさせたときは、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただしその損害が天災その他乙の不可抗力による場合はその限りではない。

2 委託業務中の事故等については、全て乙の責任において処理するものとする。

(第三者損害)

第7条 乙は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がそれを負担するものとする。

(業務責任者)

第8条 乙は、業務の履行を管理する業務責任者(業務管理及び業務従事者の指揮・監督を行う者をいう。)を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

(搬送従事者の変更)

第9条 甲は、搬送従事者について、適正を欠くと認められるときは、乙に対してその変更を求めることができる。

2 乙は、前項の甲の求めについて、誠意をもって対応するものである。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

(毎月の履行確認)

第11条 甲は、毎月初めに、前月分の業務の履行を乙が提出する搬送業務日誌により確認するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の確認を受けたときは、当該月の委託料(消費税相当額を加算した金額)を甲に請求することができる。

2 委託料の計算時に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、乙からの適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない

(契約不適合責任)

第13条 甲は、役務の履行等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約によって生じる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が、経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第18条又は第19条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する

場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき。

- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定による解除をしたことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により、甲が業務を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が履行期間の2分の1以上に達するとき。
(2) 第10条の規定により、乙が業務の内容を変更しようとする場合において、当初の業務委託料の3分の2以上減少することとなるとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(甲の損害賠償請求権等)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2) 業務に契約不適合があるとき。
(3) 前2項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規

定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号において、履行期間後に業務の完了の見込みのあるときは、甲は、第1項の損害賠償に代えて、乙から遅延損害金を徴収し、履行期間を延長することができる。
- 6 前項の遅延損害金の額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣決定利率」という。）の割合で計算した額とする。

（乙の損害賠償請求権等）

第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第12条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（臨時の措置）

第23条 甲は、業務の実施にあたり緊急必要と認めるときは、乙に対して臨時の措置をとることができる。

（合意管轄裁判所）

第24条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第25条 この契約及び仕様書等に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

令和8年度 図書搬送業務委託仕様書

1 委託業務内容

那覇市立小中学校、那覇市立図書館、まーいまーい Naha 及び那覇市立教育研究所図書室が所蔵する図書資料等の相互貸借の搬送業務を行う。

2 搬送日及び時間

(1)搬送の曜日は原則として火曜日・木曜日とし、年間搬送日数は70日とする。

※別添「令和8年度 搬送業務委託年間予定表」参照

ただし、搬送予定日であっても搬送物のない日は、搬送費（委託料）の支払い対象としない。

この場合発注者（以下「教育研究所」という。）は、前日の正午までに受注者に電話で通知することを要するものとする。

(2)搬送業務は、原則として9時から16時までに行うものとする。

(3)変更が必要な場合は協議の上定めるものとする。

(4)暴風警報の発令等により業務開始時から学校や図書館等が臨時休校・休館となる場合は、その日の搬送業務は取り止めとする。ただし、臨時休校・休館が感染症予防上の事由による場合は、搬送業務の実施の可否は教育研究所の指示に従うものとする。

3 搬送場所

別添「令和8年度 図書搬送業務委託 搬送箇所一覧表」のとおり

4 搬送方法

(1)教育研究所より、搬送日前日の正午までに、翌日の搬送先一覧「搬送業務日誌」を受注者へメールにて送信する（メールが無い場合はFAX）

(2)搬送先の巡回ルート設定は受注者が行う。

(3)受注者は、搬送日に「搬送業務日誌」にある搬送先を巡回する。

(4)各搬送先にて、図書資料の受け渡しを行う。受け渡しの際は、搬送業務日誌に立会い者のサインを受けること。

※小中学校での受け渡し場所は、原則、学校図書館となる（図書担当が不在の場合は事務室）

(5)受注者は、搬送終了後、教育研究所に搬送業務日誌を引き渡す。なお、メールまたはFAXで搬送業務日誌を送付し、翌月の5日までに当該月分すべての原本を提出することも可とする。

注1 搬送業務中、学校等への車両の出入りには特に注意を要すること。

注2 搬送業務中、車両を離れる場合は必ず施錠をすること。

注3 誤搬送については、責任を持って対応すること。

注4 搬送は、受注者所有の車両で、貨物軽自動車運送事業経営届等がなされている搬送（運送）業務を遂行できる車両で行うこと。

注5 搬送業務を遂行するにあたり、調整事項が生じた場合は必ず教育研究所と協議のうえ解決すること。

5 事故等について

(1)搬送業務中の事故により業務の履行が不能になった場合は、直ちに代替の搬送を行うものとする。

(2)搬送業務中の事故等による図書資料の損害については、受注者の責任において負担すること。

6 損害賠償保険

搬送業務の実施にあたり、図書館資料に損害を生じた場合の損害賠償のための保険に加入すること（契約後に保険証等の写しを提出する）。

令和8年度 図書搬送業務委託 搬送箇所一覧表

	学校名	住所
小学校	1	安謝 安謝2丁目15番28号
	2	城東 首里石嶺2丁目74番地の1
	3	城北 首里石嶺1丁目162番地
	4	城西 首里真和志町1丁目5番地
	5	城南 首里崎山町4丁目35番地の2
	6	真嘉比 真嘉比1丁目17番地1号
	7	泊 泊2丁目23番地の9
	8	大道 字大道146番地の1
	9	松川 松川1丁目7番1号
	10	識名 識名2丁目2番1号
	11	壺屋 牧志3丁目14番12号
	12	若狭 若狭2丁目16番1号
	13	神原 樋川2丁目7番1号
	14	真和志 寄宮3丁目1番1号
	15	与儀 与儀1丁目1番1号
	16	城岳 楚辺2丁目1番1号
	17	天妃 久米1丁目3番2号
	18	開南 泉崎1丁目1番6号
	19	垣花 山下町17番1号
	20	小禄 字小禄1150番地
	21	高良 高良2丁目12番1号
	22	宇栄原 字小禄1066番地
	23	松島 古島2丁目30番地の12
	24	古蔵 古波蔵1丁目33番1号
	25	上間 長田2丁目11番60号
	26	大名 首里大名町1丁目49番地
	27	石嶺 首里石嶺町4丁目360番地の8
	28	仲井真 字仲井真173番地
	29	金城 金城4丁目3番地の1
	30	曙 曙2丁目18番地1号
	31	小禄南 小禄4丁目14番の1
	32	真地 字真地313番地
	33	さつき 宇栄原1丁目12番1号
	34	銘苺 銘苺2丁目3番20号
	35	天久 天久1丁目4番1号
	36	那覇 前島1丁目7番1号

	学校名	住所
中学校	1	安岡 銘苺3丁目10番26号
	2	首里 首里汀良町2丁目55番地
	3	真和志 字大道158番地
	4	石田 繁多川5丁目17番1号
	5	那覇 松山2丁目24番地1号
	6	上山 久米1丁目3番1号
	7	神原 樋川2丁目8番1号
	8	寄宮 長田1丁目13番65号
	9	古蔵 古波蔵4丁目8番1号
	10	小禄 字宇栄原2丁目23番1号
	11	松島 古島2丁目11番地の2
	12	城北 首里石嶺町1丁目112番地
	13	鏡原 鏡原町36番1号
	14	松城 繁多川3丁目15番1号
	15	仲井真 字仲井真189番地
	16	金城 金城4丁目4番地の1
	17	石嶺 首里石嶺町2丁目109番地
	18	若夏学院 首里大名町3丁目112番地
市立図書館	1	中央 寄宮1丁目2番15号
	2	ほしぞら 安里2丁目1番1号
	3	小禄南 高良2丁目7番1号
	4	首里 首里当蔵町2丁目8番2号
	5	若狭 若狭2丁目12番1号
	6	石嶺 首里石嶺町2丁目70番9号
	7	繁多川 繁多川4丁目1番38号
まーいまーいNaha		字上間549番1
教育研究所		字大道146番地の1 2階

小学校 36箇所 中学校 18箇所 市立図書館 7箇所 まーいまーいNaha 1箇所 教育研究所 1箇所 合計 63箇所
 特段記載がなければ全て那覇市内の住所